

令和2年6月閉会中 議会運営委員会の概要

| | | | | |
|----|----------------|----|------|-----|
| 日時 | 令和2年6月8日（月）第1回 | 開会 | 午後2時 | 1分 |
| | | 休憩 | 午後2時 | 3分 |
| | 第2回 | 再開 | 午後2時 | 4分 |
| | | 閉会 | 午後2時 | 32分 |

場所 議会運営委員会室

出席委員 須賀敬史委員長

細田善則副委員長、石川忠義副委員長

飯塚俊彦委員、齊藤邦明委員、中屋敷慎一委員、木下高志委員、神尾高善委員、

小林哲也委員、小谷野五雄委員、江原久美子委員、井上航委員、木村勇夫委員、

安藤友貴委員、萩原一寿委員、秋山文和委員

山本正乃委員（第2回から出席）

出席者 田村琢実議長、小久保憲一副議長

欠席委員 なし

説明者 砂川裕紀副知事、堀光敦史企画財政部長

会議に付した事件

議会の運営に関する事項

令和2年6月閉会中 議会運営委員会における発言
(令和2年6月8日(月)第1回)

委員長

1 議会運営委員の選任についてだが、井上将勝議員の議員辞職に伴い、1名欠員となっている議会運営委員に、民主フォーラムから山本正乃議員を選任されたい旨の申出があった。については、山本正乃議員を議会運営委員に選任することでよいか。

< 了 承 >

委員長

この件については、埼玉県議会委員会規程第2条第1項の規定に基づき、本日付けをもって、山本正乃議員を議会運営委員に選任することで、議長、よろしいか。

< 了 承 >

委員長

なお、議会運営委員の選任については、開会日・6月15日(月)の本会議において、この旨の報告を行うので、御了承願う。

< 了 承 >

令和2年6月閉会中 議会運営委員会における発言
(令和2年6月8日(月)第2回)

委員長

2 6月定例会の付議予定議案についてだが、砂川副知事の説明を求める。
なお、説明の際は、着席したままで結構である。

砂川副知事

委員長のお許しをいただいたので、6月定例会県議会に提案させていただく議案について、説明申し上げる。

お手元の資料「埼玉県議会令和2年6月定例会付議予定議案件名総括表」を御覧願う。

6月定例会県議会に提案を予定している議案は、予算1件、条例6件、専決処分の承認1件、事件議決1件の計9件である。また、議案以外では、予算繰越報告などの報告事項が28件あり、合わせて37件となる。

議案の詳細については、この後、企画財政部長から説明するが、私から主なものを説明する。

はじめに予算については、新型コロナウイルス感染症対策として検査・医療提供体制の更なる強化を図るとともに、県内事業者への支援や児童生徒の学びの機会の確保等に要する経費について補正予算を編成したものである。その結果、一般会計の補正予算額は107億4,118万1千円となったところである。

次に、条例については、一部改正条例が5件、廃止条例が1件である。主なものとしては、新型コロナウイルス感染症に対処するための業務のうち、心身に著しい負担を与えるものに従事した職員に対し、特殊勤務手当の特例を定める「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」がある。

専決処分の承認については、「埼玉県中小企業・個人事業主追加支援金」の支給について、緊急に措置する必要が生じたため、去る5月11日に「令和2年度埼玉県一般会計補正予算(第4号)」を専決処分したことについて、承認を求めるものである。

このほか、「首都高速道路株式会社の埼玉県道高速葛飾川口線等に関する事業の変更の同意について」は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の延期に伴う料金制度の変更等に同意することについて、議会の議決を求めるものである。

以上、概要ではあるが、私からの説明を終わる。引き続き、企画財政部長に説明させる。よろしく願います。

企画財政部長

それでは、委員長のお許しをいただいたので、議案の詳細を、お手元の資料により説明させていただきます。

資料1「埼玉県議会令和2年6月定例会付議予定議案件名」を御覧いただきたいと存じます。

1ページの1番から2ページの7番までは「補正予算」及び「条例」である。後ほど、資料2及び3により詳しく説明させていただきます。

2ページの8番「専決処分の承認を求めることについて」は、先ほど副知事が説明した「埼玉県中小企業・個人事業主追加支援金」の支給に係る「令和2年度埼玉県一般会計補正予算(第4号)」の専決処分について、地方自治法第179条第3項の規定に基づき、議会に承認を求めるものである。

9番は「議決事件」である。「首都高速道路株式会社の埼玉県道高速葛飾川口線等に関する事業の変更の同意について」は、昨年の12月定例会県議会で御議決いただいたものの変更になる。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の延期に伴い、大会中に実施するロードプライシングの期間を変更するなど、首都高速道路株式会社の料金制度等の変更に同意することについて、議会の議決を求めるものである。

3ページからは「報告事項」であり、1番から4ページの7番までは「予算繰越報告」である。5ページの8番は地方自治法第180条第2項の規定による「知事専決処分報告」である。

(1)、(2)のいずれも、損害賠償の額を定めるものであり、損害賠償の額が100万円以下のため、専決処分を行った。(1)は、県職員が公用車を運転中、過失により相手方の自動車に追突し、相手方を負傷させたほか、車両を破損したことについて、損害賠償の額を99万8,930円と定めるものである。(2)は、臨時的任用教員の退職手当の調整額の未払に係る損害賠償額について、さきの臨時会でも報告させていただいたところであるが、まだ支払ができていなかった5名の方の賠償額について、1件当たり、それぞれ最低で2万5,702円から最高で6万3,748円に定めるものである。9番の「法人の経営状況報告」は、埼玉県住宅供給公社をはじめ、合計19法人の経営状況を報告するものである。なお、決算確定日の関係で今回対象となっていない埼玉県立大学など残りの5法人については、9月定例会での報告を予定している。報告事項については、以上である。

続いて、条例案を説明させていただく。資料2「条例案の概要」を御覧いただきたいと存じる。1番の「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」は、埼玉県人事委員会の意見に基づき、職員の特殊勤務手当のうち防疫業務手当について、特例を定めるものである。具体的には、新型コロナウイルス感染症に対処するため、緊急に行われた措置に係る業務であって、心身に著しい負担を与えるものとして人事委員会規則で定める業務に従事した場合、1日につき3千円または4千円を支給するものである。2番の「埼玉県税条例等の一部を改正する条例」は、地方税法等の一部改正に伴い、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策や令和2年度税制改正に伴う改正を行うものである。その主な内容だが、個人県民税について、中止となったイベントの入場料等の払戻請求権を放棄した場合に、寄附金税額控除の対象に追加する特例制度の創設や、自動車税について、環境性能割の税率の特例措置の適用期限を6か月延長するものである。3ページの3番「埼玉県手数料条例の一部を改正する条例」は、家畜伝染病予防法の一部改正に伴い、規定の整備をするものである。4番の「上尾都市計画事業伊奈特定土地区画整理事業施行規程を廃止する条例」は、昭和61年度から実施していた土地区画整理事業の完了に伴い廃止するものである。5番の「埼玉県学校設置条例の一部を改正する条例」は、新たに埼玉県立戸田かけはし高等特別支援学校を埼玉県立戸田翔陽高等学校の敷地内に設置するものである。4ページの6番「埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例」は、政令の一部改正に伴い、県立学校の学校医等に対する休業補償等の算定基礎となる補償基礎額などを改定するものである。条例については、以上である。

続いて、補正予算案を説明させていただく。資料3「令和2年度6月補正予算案の概要」を御覧いただきたいと存じる。この補正予算は、新型コロナウイルス感染症対策として、検査・医療提供体制の更なる強化を図るとともに、県内事業者への支援や児童生徒の学びの機会の確保等に要する経費について、補正予算を編成したものである。その結果、補正予算の規模は、一般会計で107億4,118万1千円となっている。

それでは、「3 主な内容」について説明する。

まず、1つ目の○、「感染拡大防止と第2波への備え」についてである。「抗原検査の導入や民間検査機関におけるPCR検査体制の拡充」については、短時間で感染の判断が可能な抗原検査の導入や、郡市医師会と連携したPCRセンターの本格稼働により、検査件数が大幅に増加することに伴う検査費用の公費負担分等を計上している。「重症患者治療体制を強化するため

の「Tele-ICU体制整備への助成」については、拠点となる病院と感染症指定医療機関など複数のICUをネットワークで接続し、重症患者等に対する治療を専門医等がオンラインで適切に指導、助言するための体制を整備するものである。「市町村が実施する新型コロナウイルス感染症対策事業への助成」については、市町村からの要望を踏まえ、入院医療機関の資機材の整備や相談窓口の設置等に要する経費へ助成をするものである。

次に、2つ目の○、「中小企業に対する資金繰り支援」については、中小企業の資金繰り支援を更に強化するため、4月臨時会で創設した「新型コロナウイルス感染症対応資金」については2,500億円、「経営安定資金」については1,500億円、合計で4,000億円の融資枠を拡大してまいる。併せて、令和3年度以降の支出分として債務負担行為の設定をしている。

次に、3つ目の○、「地域経済活動の回復に向けた支援」についてである。「飲食店等の休業により需要が急減している県産和牛肉等の消費拡大」については、県内食肉・畜産団体が学校給食を通じて県産牛肉等を提供することにより消費拡大を図るための費用を助成するものである。「『新しい生活様式』を踏まえた取組等を行う商店街への支援」については、商店街が一体となってキャッシュレス決済の導入等を図る場合に、国と連携して商工団体や商店街振興組合等へ助成するものである。

4つ目の○、「学びの機会の確保に向けた環境整備」についてである。「県立学校におけるICT環境の早期整備による遠隔学習機能の強化」については、県立中学・高等学校及び特別支援学校における高速大容量の回線整備や、県立中学・特別支援学校における1人1台端末の整備を前倒し等することで、遠隔学習機能の強化を図るものである。「児童養護施設等におけるオンライン学習の環境整備への助成」については、児童養護施設やファミリーホームなど46施設に対し、インターネット環境の整備やタブレット端末の調達等に要する経費を助成するものである。「公立小・中・高等学校等への学習指導員の追加配置」については、学校の臨時休業に伴う補習に対応するため、市町村立小・中学校及び県立中学校には各学校1人、県立高等学校には、全日制・定時制の課程ごとに1人の学習指導員を追加で配置する経費を計上している。

続いて5つ目の○、「その他」についてである。「児童虐待や自殺予防のための相談体制の強化」については、保護者や子供本人がSNSを通じて相談できる窓口を新たに設置するとともに、自殺予防のための総合相談会を拡充する経費を計上している。「新型コロナウイルス感染症対策推進基金への寄附金の積み立て」については、法人や個人からいただいた寄附金を基金へ積み立てるものである。「豚熱の発生予防・まん延防止に係る費用への助成」については、野生いのししの検査を促進し、経口ワクチンの散布効果を確認するため、地域協議会を通じて狩猟者へ助成等をするものである。

「4 主な財源」についてだが、今回の補正では、特定財源である諸収入、国庫支出金、繰入金、県債を充てている。

資料4は、補正予算案を「歳入款別」「歳出款別」「歳出性質別」に計数整理したものである。後ほど、御覧いただきたいと存じる。

以上が、6月定例会に提案を予定している議案等の概要である。よろしく願います。

委員長

3 請願の受付状況についてだが、議事課長に説明させる。

議事課長

本日午後2時現在、請願の受付はない。なお、6月定例会で審議する請願の締切は、先例により、開会日の午後5時までとなっている。

委員長

4 6月定例会の会期予定等についての(1)質疑質問者数及び質疑質問日数についてだが、1日3人で5日間、計15人ということではいかがか。

< 了 承 >

委員長

次に、(2)会派別日別質疑質問者の割り振りについてだが、お手元の資料1に基づき、委員長案を申し上げてよいか。

< 了 承 >

委員長

まず、会派別割り振りだが、今定例会は自民8名、県民2名、民主フォーラム2名、公明1名、共産党1名、無所属1名ということではいかがか。

< 了 承 >

委員長

次に、日別割り振りを申し上げる。

初日、自民1名、県民1名、民主フォーラム1名。2日目、自民1名、公明1名、共産党1名。3日目、自民1名、県民1名、無所属1名。4日目、自民2名、民主フォーラム1名。5日目、自民3名ということではいかがか。

< 了 承 >

委員長

次に、(3)質疑質問者氏名及び質問日の報告期限についてだが、休日を除いた開会日前日に当たる6月12日(金)の正午までとするので、よろしく願います。

< 了 承 >

委員長

次に、(4)会期予定についてだが、委員長案を配布してよいか。

< 了 承 >

< 事務局職員が委員長案を配布 >

委員長

この案ではいかがか。

< 了 承 >

委員長

次に、(5) 発言通告書の提出期限についてだが、先例により、休日を除き、発言の2日前の正午までとなるので、御協力願う。

したがって、質疑質問1日目の6月19日(金)に係るものについては6月17日(水)の正午まで、質疑質問2日目の6月22日(月)に係るものについては6月18日(木)の正午までとなるので、御協力願う。

< 了 承 >

委員長

5 議席の枠の変更についてだが、会派別所属議員数の変更に伴い、議席の枠を変更する必要が生じている。

については、お手元の資料2のとおり、民主フォーラム、共産党及び無所属の枠を変更することとよいか。

< 了 承 >

委員長

ただ今の枠の変更を受けて、民主フォーラム及び共産党から議席の報告があったので、これらを踏まえた議席変更一覧表を事務局に配布させる。

< 事務局職員が議席変更一覧表を配布 >

委員長

議席変更一覧表を御確認願う。

< 確 認 >

委員長

なお、無所属の浅野目義英議員の議席は46番とすることとよいか。

< 了 承 >

委員長

ただ今、御了承いただいたとおり、本日付けをもって、議席の変更を行うことで、議長、よろしいか。

< 了 承 >

委員長

なお、議席の氏名柱及び登退庁ランプの調整については、開会日までの間に行うことで御了承願う。

< 了 承 >

委員長

6 常任委員の所属変更についてだが、浅野目義英議員及び水村篤弘議員から、常任委員会について、お手元の資料3のとおり所属変更したい旨の申出があった。

については、資料3のとおり所属変更することでよいか。

< 了 承 >

委員長

この件については、埼玉県議会委員会規程第2条第2項の規定に基づき、本日付けをもって、所属変更を行うことで、議長、よろしいか。

< 了 承 >

委員長

なお、常任委員の所属変更については、開会日・6月15日（月）の本会議において、この旨の報告を行うので、御了承願う。

< 了 承 >

委員長

7 新型コロナウイルス感染防止の対応についてだが、去る4月24日（金）の議会運営委員会において、お手元の資料4のとおり申し合わせた。

現在、緊急事態宣言が解除され、一定の移行期間を設け、外出の自粛や施設の利用制限の要請等を緩和しつつ、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げていく過渡期である。

そこで、いわゆる「新しい生活様式」を踏まえ、お手元の資料5のとおり申合せ案を作成したので、御確認願う。

< 確 認 >

委員長

私としては、資料4の申合せを見直し、新たに資料5の案のとおり、6月定例会会期中の対応を申し合わせるとともに、執行部に対しても協力を要請したいと考えているが、いかがか。

< 了 承 >

委員長

次に、ただ今、御決定いただいた申合せの「2 本会議における対応」の（1）議員の出席について、委員長案を作成したので、配布してよいか。

< 了 承 >

< 事務局職員が委員長案を配布 >

委員長

今定例会会期中の本会議においては、三密を回避するため、おおむね3分の1の議員に第4

委員会室に移っていただき、そちらで審議に御参加いただくことを考えている。

資料のとおり、議長、副議長及び議会運営委員会の正副委員長を除き、全議員をAからCに区分した。Aの議員から順に第4委員会室に移っていただき、本会議の休憩または散会ごとに、B、Cと交代していく案である。ただし、採決を行う際は、全議員が本会議場の議席で御審議いただく。

なお、第4委員会室で審議を行う議員についても、本会議に出席したものとみなすこととする。

また、一般質問や委員長報告など、登壇する機会のある議員については、区分にかかわらず、本会議場の議席に御着席いただく。

その他、定めのない事項については、議長が判断することとする。

この案のとおり、取り決めたいと存じるが、いかがか。

< 了 承 >

委員長

それでは、案のとおり決定した。

各会派におかれては、所属議員にこの旨の周知をお願いする。

委員長

8 テレビ広報番組についてだが、お手元の資料6及び資料7に基づき、政策調査課長に説明させる。

政策調査課長

お手元の資料6「本会議のテレビ中継予定（案）」を御覧願う。

これまでと同様、6月定例会についても、議会運営委員会委員長及び副委員長の監修の下、テレビ中継したいと考えている。開会日及び閉会日の委員長報告までについては生中継で、一般質問については1日分を1時間に編集の上、録画放送で行いたいと存じる。後日、編集に当たって、質問をされた議員の皆様へ、放送する質問項目を選んでいただきたいと存じる。一般質問の様子は、質問からおおむね1週間以内の夜8時から9時の時間帯に放送したいと考えている。

続いて、お手元の資料7「テレビ広報番組の収録及び放送について」を御覧願う。

まず、1の「6月定例会ダイジェスト」である。定例会開会日の議会運営委員会、定例会中の本会議の審議風景を、テレビカメラにより収録させていただき、7月19日（日）に放送したいと考えている。

次に、2の「常任委員会だより」である。各常任委員会の審査風景をテレビカメラにより収録させていただき、9月13日（日）及び20日（日）に放送したいと考えている。

どうぞ、よろしく願います。

委員長

9 本会議場における手話通訳の試行についてだが、お手元の資料8に基づき、議事課長に説明させる。

議事課長

お手元の資料8を御覧願う。本会議場における手話通訳の試行について、説明させていただ

く。

まず、「1 実施概要」の1つ目の点だが、議場内の演壇脇に通訳者を配置し、手話通訳を行う。この際、傍聴者席からは距離があることから、移動式モニターを傍聴者席に設置し、手話通訳の様子を映写する。資料下段の図のと通りの配置となる予定である。2つ目の点だが、視聴機会の拡大のために、県議会インターネット中継においても、手話通訳の様子を配信する。

次に、「2 実施時期」だが、6月定例会の開会日、一般質問日及び閉会日の計7日間を予定している。

次に、「3 予算額」だが、166万円である。

次に、「4 実施団体」だが、社会福祉法人埼玉聴覚障害者福祉会である。

最後に、「5 その他」だが、今定例会での試行の実施後に、結果を検証し、効果や課題を整理する、いわゆる効果検証を行う。そのため、傍聴者等から、アンケートにより御意見をいただくことを予定しているが、議員の皆様にもこのアンケートに御協力をいただければと考えている。以上で、説明を終わらせていただく。

どうぞ、よろしく願います。

委員長

ただ今の説明のとおり実施することによいか。

< 了 承 >

委員長

10 その他に入る前に、議場における速記者席について報告する。

去る4月臨時会において、演壇前から事務局後方に移動したが、今定例会では、新型コロナウイルス感染防止の対策を行った上、演壇前に戻すので、御承知おき願う。

委員長

その他の次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、6月定例会開会日・6月15日（月）の朝、午前9時30分とすることによいか。

< 了 承 >

委員長

なお、次回からは通常どおり、議事堂2階の議会運営委員会室で行うので、御了承願う。

< 了 承 >